

# 一般社団法人 日本臨床精神神経薬理学会 役員選出規則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会（以下「本会」という）は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および定款第12条に規定する他、役員を選出に関する事項についてこの規則に定める。

## 第2章 選挙

### 第2条 (役員)

この規則において、役員とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する理事および監事をいう。

### 第3条 (選出方法)

役員を選出は、選挙の方法により行う。

### 第4条 (選挙の順序)

選挙はつぎの順序でこれを行う。

- (1) 理事
- (2) 監事

### 第5条 (選挙権)

選挙権は、選挙が行われる年の8月31日現在の最終の評議員（社員）名簿に記載または記録された評議員であって、かつ、選挙実施日においてもなお、評議員の資格を有する者がこれを有する。

### 第6条 (被選挙権)

被選挙権は、評議員の資格を有する者がこれを有する。

### 第7条 (立候補の届出)

立候補をしようとする者は、本会に対しその旨を申出なければならない。

- II. 立候補をした者が、この立候補を撤回する場合には、選挙実施前までに、本会に対しその旨を申出なければならない。
- III. 立候補をしようとする者は、理事候補者および監事候補者の双方に立候補をすることができない。

### 第8条 (推薦)

評議員は、役員候補者を推薦することができる。ただし、推薦できる役員候補者は第6条の資格を有する者のみとする。

- II. 推薦を受けた役員候補者が、この推薦を辞退する場合には、選挙実施前までに、本会に対しその旨を申出なければならない。
- III. 役員候補者の推薦しようとする評議員は、理事候補者および監事候補者の双方に同一人を推薦することはできない。

## 第3章 選挙管理委員会

### 第9条 (選挙管理委員会)

この規則において選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会（以下「委員会」という）が管

理する。

第10条 (委員の員数)

委員会の委員は、10名以内とする。

第11条 (委員の選任)

委員は、理事会の決議により各選挙ごとに評議員の中から選任する。

Ⅱ. 委員がつぎの各号のいずれかに該当するに至った場合には、理事会の決議により解任することができる。

(1) 本会の評議員ではなくなった場合

(2) 心身の故障のため、職務を遂行することができない場合

(3) 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合

Ⅲ. 委員は、やむを得ない事由がある場合を除き、辞任することができない。

第12条 (予備委員)

理事会は、あらかじめ予備委員を選任することができる。

Ⅱ. 予備委員は、委員が欠けた場合または故障のある場合に限り、委員に代わりその職務を行う。

第13条 (委員長)

委員長は、委員会を代表し、選挙に関する事務を総理する。

Ⅱ. 委員が1名の場合には、当該委員を委員長とする。

Ⅲ. 委員が複数名いる場合には、委員の互選により委員長を選定する。

第14条 (事務の委嘱)

委員会は、本会の事務局に対し、選挙に関する事務を委嘱することができる。

## 第4章 投票

第15条 (票数)

各選挙の票数は、評議員1名につき1票とする。

第16条 (無記名投票)

各投票は無記名投票とする。

第17条 (投票立会人)

委員会は、委員の中から2名以上の投票立会人を選任しなければならない。

Ⅱ. 委員が1名の場合には、その委員が評議員の中から1名または複数名を投票立会人として指名することができる。

第18条 (投票所)

本会の定時評議員総会あるいは臨時評議員総会の会場をもって投票所とする。

第19条 (評議員の確認および投票の拒否)

委員会は、投票しようとする評議員が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

Ⅱ. 本人であるかどうかを確認することができない者の投票を拒否する場合には、理事長の意見を聴き、委員会がその可否を決定しなければならない。

Ⅲ. 前項の決定を受けた評議員において不服があるときは、委員会は、仮に投票をさせなければならない。

Ⅳ. 前項の投票は、評議員をしてこれを封筒に入れて封をし、別の投票箱に入れさせなければならない。

第20条 (退出せしめられた者の投票)

第23条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票をすることができる。ただし、委員会は、投票所の秩序をみだす虞がないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

第21条 (投票箱の閉鎖)

投票所を閉じるべき時刻になったときは、委員長は、その旨を告げて、投票所にある選挙人の投票の終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

第22条 (投票録の作成)

委員会は、役員選挙の各別に投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第23条 (投票所における秩序保持)

投票所の秩序をみだすものがあるときは、委員会はこれを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめることができる。

第24条 (代理投票等の禁止)

代理投票 (委任による投票を含む)、期日前投票および不在者投票はこれらの一切を認めない。

## 第5章 開票

第25条 (開票立会人)

委員会は、委員の中から2名以上を開票立会人に選任しなければならない。

- II. 委員が1名の場合には、その委員が評議員の中から1名または複数名を開票立会人として指名することができる。

第26条 (開票)

開票は、投票終了後遅滞なく、委員会が開票立会人立会のうえ行うものとする。

第27条 (開票の場合の投票の効力の決定)

投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、委員会が決定しなければならない。その決定にあたっては、第28条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした評議員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第28条 (無効投票)

次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 本会所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 役員候補者でない者の氏名を記載したもの  
ただし、連記投票においては役員候補者でない者の氏名の記載のみを無効とする。
- (3) 役員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (4) 連記投票において同一の役員候補者の氏名を重複して記載したもの  
ただし、この場合には重複した部分のみを無効とする。
- (5) 単記投票において複数の役員候補者の氏名を記載したもの
- (6) 連記投票において連記数を超える数の役員候補者の氏名を記載したもの
- (7) 委員長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの

第29条 (開票の参観)

評議員は、開票の参観を求めることができる。

第30条 (開票録の作成)

委員会は、役員選挙の各別に開票録を作り、開票に関する次第を記録し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第31条 (投票用紙、投票録および開票録の保存)

各役員選挙に関する投票用紙は、有効無効を区別し、投票録および開票録と併せて、本会事務局において当該選挙にかかる役員の任期の間、これを保存しなければならない。

第6章 当選人

第32条 (当選人)

当選人は、有効投票数の多い者から順に定款第11条第1項に定める各役員の員数までの者とする。

第33条 (同得票数の当選人)

当選人を定めるにあたり、定款第11条第1項に定める各役員の員数を超え、かつ、その当選人の投票数が同数の場合には委員会においてくじで定める。

第34条 (当選人の補充)

当選人が辞退した場合、その他の理由で当選人に欠員を生じたときは、次点者をもって当選人とする。

第35条 (無投票当選)

第7条および第8条に規定する役員候補者が、その選挙における各役員の定数を超えないときは、投票を行わずして当選とする。

II. この場合において委員長は直ちにその旨を告示するものとし、告示後の立候補は認めない。

第36条 (当選の効力の発生)

当選人が決定したときは、委員長は直ちに当選の旨、当選人氏名および得票数を告示し、その他選挙の次第を評議員総会に報告し、この承認を受けなければならない。

第37条 (当選証書の付与)

当選人が当選を承諾したときは、委員会はこれに当選証書を付与し、その氏名を告示しなければならない。

第38条 (異議申立て)

選挙の効力につき異議ある評議員または役員候補者は、当選の効力発生後2週間以内に書面にて委員会に対し異議の申立てることができる。

第39条 (再選挙)

選挙に関する不正の有無は、委員会において審議決定し、理事長に報告する。

II. 選挙の無効が決定した場合には、遅滞なく再選挙を行う。